

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会経済のグローバル化や高度情報化の進展など、我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

また、個人志向の高まりや価値観の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化するなど、地域コミュニティの機能低下が進んでいます。

これらを背景に、各地域では医療・福祉や子育て、防災・防犯、まちづくり、環境保全など、複雑かつ多岐にわたる課題が山積し、加えて度重なる自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が、県民生活や地域経済に甚大な被害と影響を及ぼし、こうした課題の解決をさらに困難にしています。

このような中、地域課題を解決し、地域の活力を維持・向上させていくためには、行政による従来型の施策や支援だけでなく、共生・共助の精神の下、県民一人ひとりが様々な地域課題を自分のこととして捉え、主体的・自発的に取り組むとともに、各種制度や分野の縦割りを超えて、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が連携・協働して取り組むことがますます重要となっています。

千葉県では、これまで県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動を「県民活動」と位置付け、「千葉県県民活動推進計画」を策定して、県民活動への理解や参加の促進、市民活動団体等の基盤強化等の支援、地域の様々な主体と市民活動団体等の連携・協働の促進などに取り組んできました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民活動団体やボランティアの活動は休止や縮小を余儀なくされており、地域における各主体との連携・協働の取組も停滞するなど、県民活動を巡る環境は厳しいものとなっています。

一方で、東日本大震災や令和元年房総半島台風等の経験を踏まえ、地域に住む人々が助け合いながら地域の課題を主体的に解決しようとする「共助」の重要性が多くの人々に強く再認識されており、地域の課題を主体的・自発的に解決しようとする意識は高まっています。

また、前「千葉県県民活動推進計画（平成30年度～32年度）」（以下「前計画」という。）の下、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機に展開してきたボランティア活動への参加機運の醸成や共生・共助の社会を担える人材の育成など、各種取組の成果をレガシーとして各地域に波及させていく必要があります。

そこで、前計画における取組の成果と課題、県民活動を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県民活動の更なる促進を図り、地域住民、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が連携・協働して様々な地域の課題解決に取り組む千葉県を創るため、新たな「県民活動推進計画」を策定することとします。

2 計画の性格

本計画は、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を踏まえる^{*1}とともに、前計画の基本的な考え方を継承し、県民活動の推進のために県として取り組むべき方向性等を定めるものです。

3 計画の期間

様々な社会環境の変化に迅速に対応できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間の計画期間とします。

¹ 千葉県総合計画では、「基本目標・目指す姿」の一つに、「多様な主体が連携・協働し様々な課題解決に取り組んでいる千葉」を掲げ、その実現に向けた取組の一つとして「県民活動の推進」を位置付けています。(第3章)

また、基本目標を達成するための重点的な施策・取組として、「政策分野V-2 連携・協働による社会づくり」に、県民活動の推進のための取組を位置付け、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組むこととしています。(第5章)

なお、全庁の様々な分野の取組に広く関係する「施策横断的な視点」として、「千葉の総力を結集した県づくり」「SDGsの推進」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの活用」等を掲げ、各施策の着実かつ効果的な推進を図ることとしています。(第4章)

用語について

ボランティア

自らの意志で社会貢献活動を行う個人をいい、公共性、自発性、先駆性、無償性などがその活動の特徴とされています。なお、交通費や食費などの活動に伴う経費の実費支給のほか、低額の謝礼を受け取る活動形態もあり、一般的に有償ボランティアと言われます。

また、町会・自治会の活動やPTA活動、交通安全活動などの地域における活動も、ボランティア活動のひとつです。さらに、民生委員や児童委員、保護司など、法制度に基づいて行政への協力活動や地域社会での活動を委嘱されるボランティアについては、行政委嘱ボランティアと言われます。

市民活動団体

市民の自発性に基づき、地域や社会の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体をいい、「Non-Profit Organization」の略語であるNPOという名称でも広く知られています。

福祉やまちづくり、環境など、様々な分野で活動しており、NPO法人のほか、ボランティア団体など法人格を持たない任意団体を含み、法人格の有無は問いません。

中間支援組織

地域社会や市民活動の変化、ニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体の仲立ちなどの役割を担う組織、団体です。

主体としては、市町村の設置する市民活動支援センターや、社会福祉協議会の設置するボランティアセンター、さらには市民活動団体などがあります。中間支援組織は専門性や経験も活かしながら、以下のような様々な役割や機能を果たしています。

- ・市民活動の相談、問題解決への対応
- ・個人や市民活動団体、企業、行政などの連携・協働のコーディネート
- ・市民活動団体への情報提供、調査研究、提言活動
- ・市民活動団体への活動場所の提供、備品の貸出 など

地縁団体

町会や自治会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を指します。

協働

対等な二者以上の主体が共通の目的を持ち、それぞれの特性や強みを生かして協力して取り組むことをいいます。市民活動団体、地縁団体、企業、行政等の多様な主体の協働により、相乗効果や新たな取組の創出などが期待できます。